

# 名張市教育委員会事務の点検・評価報告書

平成25年 3月

名張市教育委員会

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)により規定された「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、名張市考査委員会の事務事業評価報告を受けて、教育委員会で取りまとめたものです。

なお、同考査委員会の事務事業評価では「事務事業評価シート(内部評価)」が活用され、次頁の4項目について平成24年7月31日に公開ヒアリングが実施されました。

この報告書のなかで【学識経験者の意見】として記述しているものは、名張市考査委員会の「名張市事務事業評価報告書(平成24年10月)」で示されたものです。

(根拠法律)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)から抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 名張市教育委員会事務の点検・評価結果

### < 施策 1 >

施策項目	生涯スポーツ
小 施 策	スポーツ活動等の充実
事 業 名	スポーツ活動振興費

### < 施策 2 >

施策項目	学校教育
小 施 策	義務教育
事 業 名	生徒指導充実推進事業

### < 施策 3 >

施策項目	学校教育
小 施 策	義務教育
事 業 名	教育振興一般経費（教育総務室）

### < 施策 4 >

施策項目	学校教育
小 施 策	義務教育
事 業 名	小学校教育振興費・中学校教育振興費

## < 施策 1 >

施策項目	生涯スポーツ
小 施 策	スポーツ活動等の充実
事 業 名	スポーツ活動振興費
事業内容	体育・健康フェスタ開催、名張ひなち湖紅葉マラソン大会開催、名張青蓮寺湖駅伝競走大会開催、美し国三重市町対抗駅伝参加、スポーツ振興推進業務事業（関係4団体に合ったスポーツ振興プログラムの事業委託）実施等。

### 【学識経験者の意見】

- ・成果検証が可能な指標設定が必要。「スポーツ参加者の体力向上度」や「医療機関への受診率低下」、「年間を通じて毎週のスポーツ参加度合い」など、指標設定の工夫を図りたい。
- ・引き続き、参加料の適正な収入、企業協賛への取組強化に努めてもらいたい。
- ・委託事業の総括・評価・報告は、引き続き、きちんと行い、会員間の懇親や交流等の経費が紛れ込まないように留意してもらいたい。また、事業委託の性格を明確にし、予算増額になったとしても適切な事業内容の精査をしてもらいたい。
- ・市の関与は団体育成と考える。民間活力を更に生かす仕組みなど、継続した改善・工夫をお願いしたい。

### 【教育委員会の評価】

市民の健康づくりの意識高揚を図るとともに、市民の体力向上、健康の保持・増進をはかるため、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員などと連携し、スポーツの普及促進を図るとともに、手軽にスポーツに親しめる環境づくりなどの事業を実施し、各種大会などを通じて、スポーツ活動の提供や、各種団体の育成、強化を図ることができました。

今後は、厳しい財政状況の折、事業の継続、拡充のために、市予算以外の財源を確保することが重要となってきたことから、参加者数への影響を考慮しながら参加料の見直しを検討するとともに、企業協賛などの取組を、実施主体との調整を図りながら検討してまいります。

また、事業の検証にあたっては、スポーツ推進審議会の助言をいただきながら、適切な指標設定を行います。

更に、スポーツ振興に関する民間活力を生かせるシステムを確立させ、さらなる団体育成に努めるとともに、委託事業につきましては、実施内容を的確に把握し、受託者に適切な指導を行い実施します。

## < 施策 2 >

施策項目	学校教育
小 施策	義務教育
事業名	生徒指導充実推進事業
事業概要	将来、社会に適応する子どもを育てる場として、学級集団や学年・学校の集団づくりを活かし、いじめや不登校が生まれない望ましい人間関係づくりを育てていく取組を進めていく。また、特別支援が必要な児童生徒や、不登校や問題行動を示す児童生徒の個別対応についても、集団の中での位置づけが大切であり、自己有用感や他者理解を深め自己有用感を高める取組により、いじめの未然防止を図っていく。

### 【学識経験者の意見】

- ・ いじめや不登校の未然防止のため、教職員の普段の児童・生徒動向等の調査報告の併任など活用できないか検討してもらいたい。
- ・ Q - U 調査の分析や活用状況の具体的内容が分かりにくい。本システムによる不登校出現率の低下、その要因について論証できるようにしてもらいたい。
- ・ 学級満足度調査活用検討委員会への専門家活用や課題検討等を行い、成果を期待したい。また、市独自のいじめ・不登校防止システムとして期待したい。
- ・ 地域づくり組織との連動やバックアップというものを考えてもらいたい。
- ・ 引き続き、小学校での出現率が平成 23 年度に反転上昇している原因分析に努めてもらいたい。調査効果があり、今後とも継続の必要性があると考えます。

### 【教育委員会の評価】

各小中学校において、Q - U 調査（学級満足度調査）をもとに事例検討や共通理解を図ることで児童生徒の一人ひとりを大切にすることができ、名張市内小中学校における不登校児童生徒の出現率が前年度に比べて約 0.2% 減少しました。

Q - U 調査は不登校だけでなく、いじめの早期発見や未然防止にも効果が期待できます。Q - U 調査のいじめに関する質問項目をはじめ一つの質問項目のチェックを行い、児童生徒と向き合う時間を確保するなど教育相談体制の充実を図ります。

さらに不登校対策として、平成 25 年度中をめどに早急に名張市版不登校防止対応マニュアルを作成するとともに、各校から市教育委員会に不登校・不登校傾向児童生徒報告書の提出を毎月求めるなど、市内小中学校教職員が同じ方向で取り組めるようシステム化してまいります。

また、学級満足度調査検討委員会への大学教授等の講師を招聘し、専門的な見地から市内の状況の分析や教職員の意識向上のための研修の実施や、平成25年4月開設の教育センターにおいて地域づくり組織と連動を図るとともに、生徒指導や教育相談の担当者による会議や、校内ケース会議、関係機関とのケース検討会でも不登校対策について議論し、さらなる連携を図ります。

今後も引き続き、全小中学校でQ - U調査を実施し、児童生徒一人ひとりの状況を適切に把握するとともに、幼保小中の連携を充実し、学校において児童生徒にとって居心地のよい学級集団がつかれるよう努めてまいります。

### < 施策 3 >

施策項目	学校教育
小 施 策	義務教育
事 業 名	教育振興一般経費（教育総務室）
事業内容	学校教育にかかる配置臨時職員の賃金、社会保険料及び旅費。 [対象者] 自立支援員、学習サポーター、臨時栄養士（小中学校に配置）、教育研究所嘱託員、教育専門相談員（教育研究所に配置）、不登校自立支援補助員（適応指導教室に配置）、学校図書館充実支援員（教育委員会事務局に配置）

#### 【学識経験者の意見】

- ・配置が適正か否か検証し、計画的採用に努めてもらいたい。
- ・任用臨時職員の必要性・有効性・効率性を検証する成果指標の設定が必要。
- ・名張市教育研究所事業における相談事業の一元化の効果、地域ビジョンの計画内容と連携した取組など具体的な内容を明確にされたい。
- ・「教育よろず相談」の件数が少なすぎることの要因分析が必要である。
- ・有効性や効率性を高める工夫として、研修会等を通じた職員の指導力向上を図る取組は評価したい。

#### 【教育委員会の評価】

特別な支援が必要な児童生徒について、自立支援員を配置するなど、児童生徒の教育環境整備のための取組を進めました。また、教育研究所、適応指導教室に相談員等を配置し、保護者や教職員からの教育相談に対応するなど、様々な教育支援を行いました。

近年、発達障害など支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、円滑な学級運営や学校生活における児童生徒の安全確保を図るためには、自立支援員や学習サポーターの配置が必要です。このことにより、支援を必要とする児童生徒の個々の状況に合わせた教育環境の整備を推進します。

平成23年度からは、国の学級編制基準の見直しにより、小学校1、2年生は35人学級となっていますが、そうした制度改正や今後の児童生徒数の状況等を踏まえながら、必要な臨時職員の配置を計画的に進めるとともに、引き続き研修の充実等に取り組み、教職員や臨時職員の指導力向上に取り組みます。

平成25年度に開設予定の名張市教育センターにおいて、教育相談機能の連携、充実を図るとともに、学校、家庭や子ども発達支援センター等と連携した取組を進める中で、より効果的な相談・支援体制を構築します。

#### < 施策 4 >

施策項目	学校教育
小 施策	義務教育
事業名	小学校教育振興費・中学校教育振興費
事業概要	[ 小学校教育振興費・中学校教育振興費共通内容 ] <ul style="list-style-type: none"><li>・ &lt; 理科等教育設備備品 &gt; 国の理科教育設備整備費等補助金を活用し、理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備整備。</li><li>・ &lt; 就学援助 &gt; 経済的理由で就学困難な児童・生徒に対し、学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費、学校給食費（小学校のみ）を支給。</li><li>・ &lt; 特別支援教育就学奨励金 &gt; 特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の内、世帯の所得が生活保護基準の 2.5 倍以内の方に対し、学用品、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費（小学校のみ）を支給。</li></ul> [ 上記の共通内容に加わる中学校教育振興費の内容 ] <ul style="list-style-type: none"><li>・ &lt; 体育・文化クラブ報償 &gt; 中学校体育連盟等主催の体育大会及び中学校文化大会へ参加するための、公立中学校生徒の必要旅費等の支給。</li><li>・ &lt; 中学校体育連盟等負担金 &gt; 三重県中学校体育連盟、伊賀地区中学校体育連盟及び名張市中学校体育連盟への公立中学校生徒数に応じた負担金交付。</li><li>・ &lt; 長瀬地区臨時バス運行委託 &gt; 名張中学校から長瀬地区への帰宅時の通学手段として、授業終了時間に応じ、必要なバス臨時便を運行（H18～）。</li></ul>

#### 【学識経験者の意見】

- ・ 現在の事業単位では、性質の異なる事業内容が多数混在しており、今後、事業単位を分けて整理し、評価する必要がある。現状では、就学援助と教材備品購入の支出に関連性が無いにも関わらず、就学援助が増えれば、教材備品購入予算が少なくなるように見え、誤解を招く。
- ・ 用途や保護者の経済状況等について定期的な調査を行い、援助目的に沿うような支出がされているか検証されたい。併せて、保護者にきちんと使用されているかの検証も必要である。
- ・ 理科教育設備備品に係る指標設定がないなど、事業指標と事業内容の関連性が不明確である。例えば、就学援助の生徒に支出をしているので、就学援助による修学旅行の参加など、適切な指標設定に努めてもらいたい。



- ・本事業内の就学援助や特別支援教育就学奨励費等に関する業務は、健康福祉部所管の生活保護業務とも関連している。他部局の事務事業との連携にも留意しながら、適確に援助対象を把握し、公正な支出に努めてもらいたい。

#### 【教育委員会の評価】

理科等教育設備備品につきましては、国の基準額を到達目標に設定し、年次的に充実を図ってきました。しかし、本事業につきましては、備品を揃えるだけでなく、その教材を活用して観察、実験など教育活動を通して、自然及び科学技術に対する児童生徒の関心や探究心を高めることが目的ですので、備品購入と並行して、教師の資質向上も図ります。

就学援助費につきましては、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことを目的に、保護者への制度の周知をはかり、適切な援助ができるように努めてきました。そして、援助にあたりましては、随時、適正に受給されているか確認を行なってきました。今後も、援助が必要な児童生徒の保護者に引き続き制度の周知を図るとともに、適正な受給が行われるよう確認、指導を行います。

また、特別支援教育就学奨励金、体育・文化クラブ報償、中学校体育連盟等負担金、長瀬地区臨時バス運行委託につきましても、その必要性、事業効果などを検討し、公正な支出を行ってきたところであり、今後も適正な支出に努めます。

なお、学校管理費の事務事業については、小中学校の管理運営に欠かせない費目が混在しており、評価が困難な部分もありますので、扶助費の部分は別事業とするなど、より分かりやすい事務事業に整理するとともに、成果指標につきましても、それぞれの事業に沿った目標、実績を表示できるように検討いたします。